※お申込人様以外の口座に入金する場合、ご記入ください

全宅つなぎ融資金の代理受領に関する委任状

つなぎ－401

ご記入日→　令和〇〇年〇〇月〇〇日

全宅住宅ローン株式会社　殿

住　　所　印鑑証明書と同一のご住所を都道府県からご記入ください

委　任　者
（申込本人）
氏　　名　印鑑証明書と同一の氏名をご記入ください

捨印　実印

住　　所　受任者様のご住所をご記入ください

受　任　者
（代理受領者）
名称・氏名　受任者様の氏名（社名・代表者名）をご記入ください

［ 委任者との関係:土地売主 又は 請負会社の別をご記入ください］

捨印　実印

委任者は、上記の者を受任者と定め下記１の事項を委任する。
委任者は、全宅つなぎ融資金の受取方法を下記２のとおり指定する。
委任者及び受任者は貴社に対し下記３の事項を特約した。

【受任者とは】
土地資金の場合・・・売主様のみ
建物資金の場合・・・請負会社様のみ

記

１．先に貴社に借入申込みを行った、全宅つなぎ融資金（以下単に「つなぎ融資金」という。）の請求に関すること並びに受領に関すること。

２．「つなぎ融資金」の受領方法は次の金融機関の口座へ振込とする。

金融機関名	〇〇 (銀行)・金庫・組合　本・(支店) （金融機関コード〇〇〇）　（店舗コード〇〇〇）	
口座の種別	1. 普通預金 2. 当座預金　（どちらかに〇をしてください）	口座番号　〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 （受 任 者）	ﾌﾘｶﾞﾅ　〇〇〇〇〇〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	

３．特約事項

(1) この請求並びに受領の方法は委任者の責任において希望するものであり、受任者において当該資金受領の上は、売買契約または請負契約上の瑕疵その他の事由により紛議が生じた場合でも、貴社および住宅金融支援機構には一切迷惑をかけることなく委任者と受任者の間ですべて解決すること。

(2) 委任者は本件委任事項を受任者以外の者に重ねて委任しないこと。また、受任者は復代理人を選任しないこと。

(3) 委任者は貴社に対して有する融資金請求の権利を他に譲渡あるいは質入れしないこと。

(4) 前記借入金は受任者が受領することとし、委任者はこれを受領しないこと。

(5) 本件委任の任意解除・変更等については全て委任者・受任者双方連署の書面により速やかに貴社に届け出るものとし、これによらない場合には貴社が資金交付を保留しても異議がないこと。

(6) 本件委任について法定の終了事由（死亡・破産等）が発生した場合には、委任者または受任者が速やかに貴社に対し書面により届出をすること。また、この届出がないまま貴社が本件委任の内容に従って受任者に借入金を交付した場合には貴社が免責されること。

(7) 受任者が代理受領すべき金額は、借入金額総額から次のｲ～ﾎの諸費用等を控除した残額となることを了承していること。

ｲ. 融資手数料
ﾛ. 融資利息
ﾊ. 住宅融資保険用手数料
ﾆ. その他融資手続に要した費用（収入印紙料等）
ﾎ. 本件振込手数料

以上

代理店　全宅ファイナンス㈱		
権限者	照合	受付

※上記各々自署およびご捺印いただき、ご記入願います